

特記仕様書

1 使用機器等

(1) 得点集計システム 1式 (インターハイ仕様)

ア アーチェリーリザルトソフトウェア 1式

イ サーバーパソコン

ウ ノートパソコン

エ プリンター 1台 (A3用紙)

オ 得点入力端末 60台 (予備機含まず。予備機を必ず準備すること)

カ 記録確認用端末 1式

キ 得点表示板 2台

ク 得点表示板～得点表示端末ケーブル～得点表示板用PC 1式

ケ アーチェリータイマー 5台

コ アーチェリータイマー操作盤 2台 及び決勝ラウンド交互打ち可能台数

サ 52インチ液晶ディスプレイ及び架台 1式 3セット

シ 52インチ液晶ディスプレイ～表示用パソコン間ケーブル 1式

(2) インターネット接続機器

1式 (無線LANアクセスポイント・アンテナ・HUB・ケーブル等)

(3) その他周辺機器類

2 管理運営業務

(1) 記録業務

ア 大会前

①大会参加選手事前登録 (データ準備)

②公式練習中に選手・監督へ得点入力端末機の入力説明

③競技日程、学校名、選手名、予選ラウンドの立ち順入力

④決勝ラウンドのトーナメント枠の確認

⑤記録資料の確認

⑥インターネット速報掲載用HP作成

⑦直前リハーサル及び打合せ

⑧監督会議での記録業務内容説明

イ 大会中 (全般)

①得点入力端末時 (矢取り時) には、専用スタッフによる補助ができること。

②得点入力端末機には立ち順・選手名 (団体の場合は学校名) を表示すること。

③トランシーバー等により連絡を取り合い、トラブル発生時においても競技時間を遅らせないように対応すること。

④端末機は荒天時にも使用できるように対応すること。

⑤成績印刷毎にPDFファイルを作成し、インターネットで閲覧できるようにすること。

ウ 予選ラウンド

①選手が入力した得点入力端末機から6射毎に合計を5～10分で一覧表として

作成する。(個人成績A3用紙4枚・団体成績A3用紙1枚)

②各選手の6射の素点表を作成する。(A4用紙5枚)

※素点表とスコアカードとの照合は補助員が行い、修正があれば随時反映させる。

③シュートオフが行われた場合においても、記録に反映させ成績表を作成すること。

④得点入力ミスがあった場合に瞬時に訂正し記録に反映させること。

⑤異議申し立て時間後に10分以内に確定記録を作成すること。

⑥予選ラウンド終了後に決勝ラウンドで表示する選手・学校名プレートをA3用紙で作成すること。

エ 決勝ラウンド個人

①予選ラウンド結果をもとに、選手名をいれたトーナメント表を作成すること。

②得点入力端末機で得点入力後に素点・累計点・セットポイント(得点)・勝敗を表示し確認できること。

③各対戦結果を作成し、次対戦組合せを対戦終了後5分以内に印刷すること。

④3位決定戦、優勝決定戦においては、得点入力端末機を用いて、1射毎に選手名・素点・累計得点・セットポイント(得点)・勝敗を表示板に観客から見える程度の大きさで表示すること。(ただし、3位決定戦、優勝決定戦は同時に1対戦しか行われない。)

⑤最終順位(各対戦得点による順位付け)が競技終了後10分以内に印刷できること。

オ 決勝ラウンド団体

①予選ラウンド結果をもとに、選手名を入れたトーナメント表を作成すること。

②各対戦結果を作成し、次対戦組合せを対戦終了後5分以内に印刷すること。

③3位決定戦、優勝決定戦においては得点入力端末機を用いて、1射毎に学校名・素点・累計得点・勝敗を表示板で観客から見える程度の大きさで表示すること。

④最終順位(各対戦得点による位置付け)が競技終了後10分以内に印刷できること。

カ 大会後

①作業内容、大会全記録をまとめた報告書を作成し、提出すること。

②市実行委員会ヘデータベースとしての提供をあわせておこなうこと。(アーチェリー競技記録報告書に記載できるデータ)

(2) 記録用紙作成業務

ア 予選ラウンド

①6射毎の合計点の速報結果(個人:A3用紙4枚 団体:A3用紙1枚)

②素点確認表(スコアカードとの照合用)

③確定記録

④決勝ラウンドトーナメント表

イ 決勝ラウンド

①各対戦の結果トーナメント表

②素点確認表(スコアカードとの照合用)

③各対戦得点による決勝順位一覧表

3 その他

- (1) 電源については、発注者にて提供。(ただし、落雷、停電等のトラブル発生時でも十分に対応できるバックアップ体制を受注者で準備すること。)
- (2) 補助員については、記録回収補助員(10名×2班)及び記録集計補助員(25名)を予定している。
- (3) 個人戦決勝ラウンドにおけるゼッケンは予選ラウンド順位により割り当てる。
- (4) 学校名、選手名における外字の対応を図ること。
- (5) 使用機器等が破損した際には、受注者側で責任を持つこと。
- (6) この特記仕様書に規程のない事項及び不明な事項については、発注者との協議の上、業務を遂行すること。